

第1回 北海道河川審議会 次第

日 時：平成29年7月31日（月） 13:30～

場 所：北海道立道民活動センター（かでの2・7）
10階 1070会議室

1 開 会

2 開会挨拶

3 報告事項

- ・北海道河川審議会について
- ・河川整備基本方針について

4 議 事

- ・ウツツ川水系河川整備基本方針（原案）の策定について（遠別町）
- ・今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針策定に向けた体制について

5 その他

6 閉 会

○資 料

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 資 料 | 1 | 北海道河川審議会条例 |
| 資 料 | 2 | 北海道河川審議会 傍聴要領（案） |
| 資 料 | 3 | 第1回北海道河川審議会 説明資料 |
- ・北海道河川審議会について
 - ・河川整備基本方針について
 - ・ウツツ川水系河川整備基本方針（原案）
 - ・今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針策定に向けた体制について

「北海道河川審議会」委員名簿

(五十音順、敬称略)

分野	氏名	所属	出欠
経済	石橋 孝	北海道商工会連合会 特別推進局 参与	○
河川工学	泉 典洋	北海道大学大学院工学研究院 河川流域工学研究室 教授	○
水産資源	上田 宏	北海道大学名誉教授 (公益社団法人北海道栽培漁業振興公社 技術顧問)	○
水資源開発	阪 庄司	札幌市水道局給水部 給水部長	○
景観	坂井 文	東京都市大学都市生活学部 教授	×
防災工学	中津川 誠	室蘭工業大学大学院くらし環境系領域 教授	○
行政	中宮 安一	七飯町長	×
河川工学	早川 博	北見工業大学工学部地域未来デザイン工学科 教授	○
生物	富士田 裕子	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園 教授	×
環境教育	古川 美枝子	札幌市環境プラザ 札幌市環境教育リーダー	○
農業	古谷 陽一	篠津中央土地改良区 理事長	○
森林	丸谷 知己	北海道大学大学院農学研究院 特任教授	×

北海道河川審議会条例

平成 28 年 3 月 31 日

条例第 17 号

北海道河川審議会条例をここに公布する。

北海道河川審議会条例

(設置)

第 1 条 河川法(昭和 39 年法律第 167 号。次条において「法」という。)第 86 条第 1 項の規定により、知事の附属機関として、北海道河川審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、法第 5 条第 1 項に規定する二級河川その他の知事が管理する河川に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 法第 16 条第 4 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第 4 条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

北海道河川審議会 傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 北海道河川審議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付で住所、氏名を記入し、事務局の許可を受けた上で、その指示に従い入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明することはできません。
- (2) 会議において、写真撮影、録音、録画等は、審議が始まる前までの冒頭部分のみとさせていただきます。
- (3) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
お分かりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

北海道河川審議会について (北海道河川委員会の見直し)

附属機関等の見直し

平成28年3月31日以前

- 近年、他県等での訴訟において、要綱・要領等に基づき設置された有識者会議等について、所掌事項や運営実態によっては地方自治法に基づく附属機関に該当するものと判断される判決が相次いでいた。
- このため道においては、これまでの基準における「附属機関等」の定義の見直しを検討していた。
- 加えて、附属機関以外の「委員会等」について、地方自治法に定める附属機関と解されるおそれがないか、設置根拠、所掌事項、運営方法等の点検を行い、必要に応じ、整理合理化や附属機関として条例化を図ることとなった。

⇒「委員会等」に該当する北海道河川委員会も見直し対象

【地方自治法】第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

附属機関等の見直しのイメージ

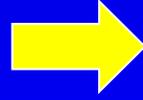
これまで

附属機関等

附属機関
107 機関
(H26. 4. 1現在)
法令 52機関
条例 55機関

河川委員会

委員会等
114 機関
(H26. 4. 1現在)
法令 2機関
要綱等112機関



河川審議会

附属機関

- ・ 調停、審査、諮問又は調査等
- ・ 法律に基づくもの以外は、条例により設置
- ・ 委員は特別職非常勤職員として任命



懇談会

- ・ 行政運営上の参考とするため、有識者等との意見聴取、意見交換、懇談等を行う会合
- ・ 合議体としての意見や結論を取りまとめない

見直し後

これまでの経過

平成27年9月

総務部行政改革課の見直し作業の結果、北海道河川委員会は附属機関に該当し、条例を制定することが決定

平成27年11月
～

河川法第86条の規定による知事の附属機関として、「北海道河川審議会」を設置するための条例案を作成

第86条 都道府県知事の諮問に応じて、二級河川に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に条例で、都道府県河川審議会を置くことができる。
2 都道府県河川審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

平成28年2月

北海道河川委員会委員の委嘱期間が満了（2月13日）

平成28年3月

平成28年第1回北海道議会定例会に条例案を提出し、「北海道河川審議会条例」が可決・成立（施行は平成28年4月1日）

平成28年4月
以降

「北海道河川審議会」を設置し、知事が審議会委員を任命（委員の任期は2年）

平成29年7月

- ・北海道河川審議会委員の委嘱
- ・条例施行後、初となる北海道河川審議会の開催（7月31日）

北海道河川審議会条例(1/2)

■北海道河川審議会条例（平成28年4月1日施行） （設置）

第1条 河川法（昭和39年法律第167号。次条において「法」という。）第86条第1項の規定により、知事の附属機関として、北海道河川審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）知事の諮問に応じ、法第5条第1項に規定する二級河川その他の知事が管理する河川に関する重要事項を調査審議すること。
- （2）法第16条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

第5条第1項 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

第16条第4項 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

（組織）

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

北海道河川審議会条例(2/2)

(委員及び特別委員)

- 第4条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員及び議事に関する特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関する特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

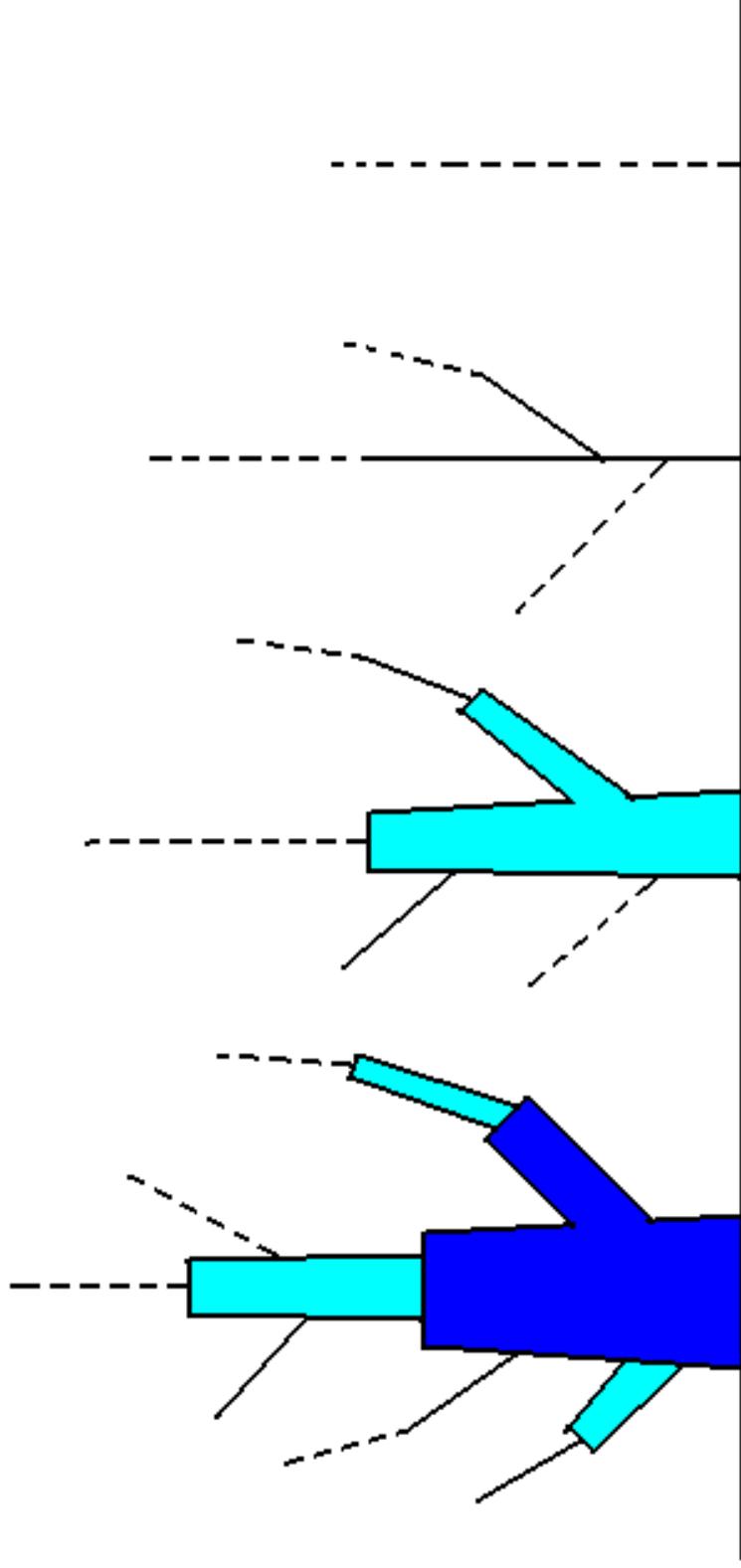
- 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

審議内容等の公表

区分	公表資料	公表時期
河川審議会の設置	河川審議会の概要	設置後2週間以内
	委員名簿	選任(変更)後2週間以内
会議の開催	会議開催予定 (日時、開催場所、審議事項等)	開催日の概ね1週間前まで
	会議資料(出席者名簿を含む)	開催後10日以内
	議事概要	開催後10日以内
	議事録	開催後1ヶ月以内

河川整備基本方針について

河川の分類



一級河川(水系) →国土交通大臣が指定
二級河川(水系) →都道府県知事が指定
普通河川 →市町村長が指定

凡例

- 一級河川指定区間外区間 (国土交通大臣管理)
- 一級河川指定区間又は二級河川 (知事管理区間)
- 準用河川 (市町村管理)
- 普通河川 (市町村管理)

北海道内の河川

平成29年3月31日現在

河川区分	管理者	工事施工者	水系数	河川数	延長(km)
一級河川	指定区間外区間	開発建設部	13	123	2,152.10
	指定区間 知事管理 政令2条7号区間	建設管理部	13	1,073	8,005.90
		開発建設部	7	78	153.80
	指定都市の長 管理	札幌市	1	9	26.30
計			13	1,129	10,184.30
二級河川	二級河川区間	建設管理部	230	467	4,287.83
	指定河川	開発建設部	0	0	0.00
準用河川	市町村長	市町村	78	429	980.00
合計 (内、北海道管理河川)			321 (243)	2,025 (1,540)	15,452.13 (12,293.73)
普通河川			1,210	14,604	53,804.58

参考：平成29年3月末現在北海道河川
一覧表に登録しているもの

河川法の変遷

明治29年
(1896)

旧河川法制定

近代河川制度
の誕生

- ・洪水などによる
災害発生の防止

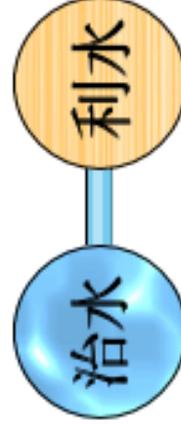


昭和39年
(1964)

新河川法制定

治水・利水の
体系的な制度
の整備

- ・水系一貫
管理制度
- ・利水関係規定の
整備

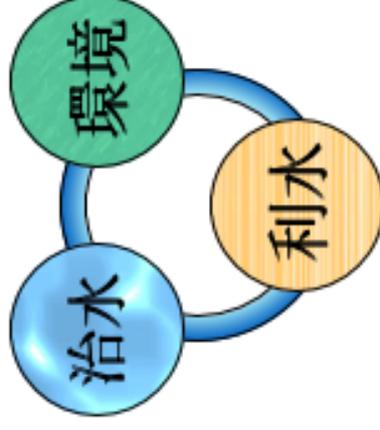


平成9年
(1997)

河川法改正

治水・利水・環境の
総合的な河川制度の整備

- ・河川環境の整備と保全
- ・地域の意見を反映した
河川整備の計画制度の
導入



河川整備の計画制度

河川整備基本方針

内容⇒河川整備の基本的な方針
(基本高水、計画川幅 等)
※長期的な視点に立った河川整備の方針であり、個別事業などの具体的な河川整備の内容を定めない

河川整備基本方針
の案の作成

意見

北海道
河川審議会

河川整備基本方針
の案の決定

河川整備計画

内容⇒河川整備の目標、河川工事、河川の維持の内容
※今後20～30年の河川整備の目標であり、個別事業などの具体的な河川整備の内容を定める

原案

意見

意見

河川整備計画の案
の決定

意見

河川整備計画
の決定

河川整備計画流域懇談会

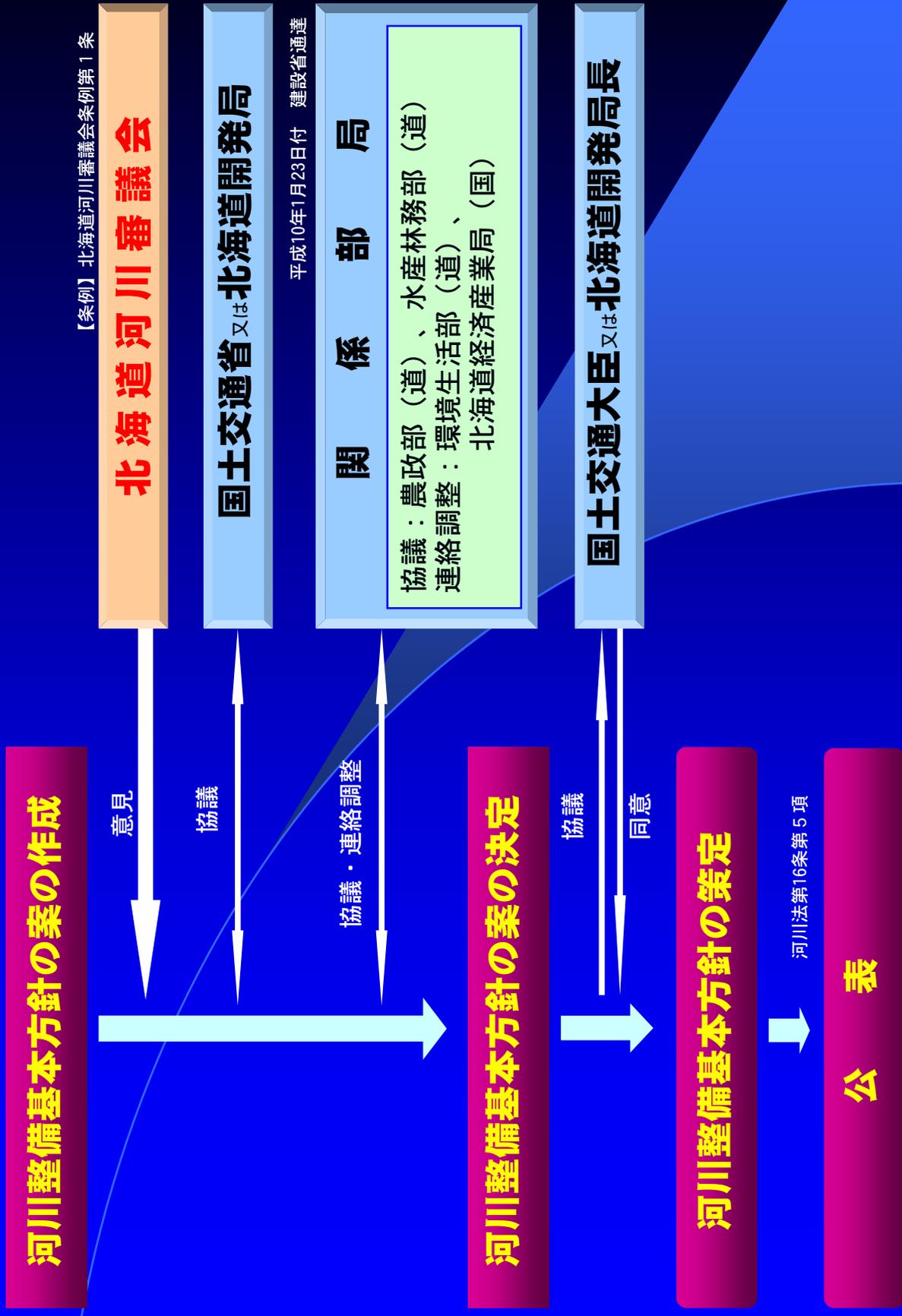
学識経験者、
地域の代表者

説明会等の開催に
よる住民意見の反映

地方公共団体の長

河川工事・河川の維持

二級水系河川整備基本方針策定フロー



二級水系の現状

水系数	河川整備基本方針策定済		当面、 河川整備 基本方針を 策定予定
	国土交通省 同意水系	北海道開発局 同意水系	
北海道の 二級水系全体	230水系	64水系	27水系
			37水系
			6水系

各河川同意・申請等状況一覧表

(国土交通省同意水系) 1 / 2

No.	河川名	河川委員会 審議状況	同意・申請等状況	市町村名
1	庶路川	審議済み	H11.10.22同意	白糠町
2	厚沢部川	審議済み	H13.7.17同意	江差町・厚沢部町
3	静内川	審議済み	H13.7.17同意	新ひだか町
4	厚真川	審議済み	H13.7.17同意	厚真町
5	知利別川	審議済み	H13.7.17同意	室蘭市
6	古丹別川	審議済み	H13.8.1同意	苫前町
7	泊川	審議済み	H13.8.1同意	島牧村
8	歴舟川	審議済み	H13.8.1同意	大樹町
9	小平薬川	審議済み	H14.3.5同意	小平町
10	頓別川	審議済み	H14.3.5同意	浜頓別町・中頓別町
11	興部川	審議済み	H14.3.5同意	興部町
12	白老川	審議済み	H14.4.12同意	白老町
13	太櫓川	審議済み	H14.4.12同意	せたな町
14	斜里川	審議済み	H15.1.21同意	斜里町・清里町
15	新川	審議済み	H15.3.14同意	札幌市・小樽市・石狩市
16	汐泊川	審議済み	H15.3.14同意	函館市

各河川同意・申請等状況一覧表

(国土交通省同意水系) 2 / 2

No.	30河川名	河川委員会 審議状況	同意・申請等状況	市町村名
17	佐呂間別川	審議済み	H15.12.3同意	佐呂間町・湧別町・北見市
18	長流川	審議済み	H15.12.3同意	伊達市・壮瞥町・洞爺湖町
19	余市川	審議済み	H19.4.9同意	余市町・仁木町・赤井川村
20	標津川	審議済み	H19.11.21策定	標津町・中標津町
21	厚別川	審議済み	H20.7.8同意	日高町・新冠町
22	声問川	審議済み	H21.2.16策定	稚内市
23	堀株川	審議済み	H21.4.1同意	共和町
24	松倉川	審議済み	H21.10.6同意	函館市
25	ファイブツ川	審議済み	H23.6.9同意	室蘭市・伊達市
26	安平川	審議済み	H23.8.17同意	苫小牧市・安平町・千歳市
27	北見幌別川	審議済み	H28.9.30同意	枝幸町
28	藻琴川	審議済み	協議中	網走市・大空町
29	久根別川	審議済み	協議中	北斗市・七飯町・函館市
30	朱太川	審議済み	協議中	寿都町・黒松内町

各河川同意・申請等状況一覧表

(北海道開発局同意水系) 1 / 3

No.	水系名	河川委員会 審議状況	同意・申請等状況	市町村名
1	折川	審議済み	H13.5.18同意	島牧村
2	ホンベツ川	審議済み	H13.5.18同意	島牧村
3	歌島川	審議済み	H13.5.18同意	島牧村
4	勝納川	審議済み	H13.5.18同意	小樽市
5	波恵川	審議済み	H13.5.18同意	日高町
6	乳呑川	審議済み	H13.5.18同意	浦河町
7	上古丹川	審議済み	H13.5.18同意	せたな町
8	美国川	審議済み	H13.5.18同意	積丹町
9	春採川	審議済み	H13.10.26同意	釧路市
10	田沢川	審議済み	H14.3.28同意	江差町
11	望来川	審議済み	H14.3.28同意	石狩市
12	福島川	審議済み	H14.3.28同意	福島町
13	球浦川	審議済み	H15.3.20同意	奥尻町
14	烏頭川	審議済み	H15.3.20同意	奥尻町
15	白水川	審議済み	H15.3.20同意	奥尻町
16	床丹川	審議済み	H15.3.20同意	島牧村

各河川同意・申請等状況一覧表

(北海道開発局同意水系) 2 / 3

No.	水系名	河川委員会 審議状況	同意・申請等状況	市町村名
17	初山別川	審議済み	H16.5.6同意	初山別村
18	常盤川	審議済み	H16.5.6同意	函館市、北斗市
19	畚部川	審議済み	H16.5.6同意	余市町
20	フコベツ川	審議済み	H16.5.6同意	白老町
21	ジブツナイ川	審議済み	H16.5.6同意	紋別市
22	日高門別川	審議済み	H17.3.3同意	日高町
23	慶能舞川	審議済み	H17.3.3同意	日高町
24	真沼津川	審議済み	H20.1.15同意	新ひだか町
25	大松前川	審議済み	H20.6.23同意	松前町
26	クサンル川	審議済み	H20.9.16同意	稚内市
27	オコツナイ川	審議済み	H20.9.16同意	雄武町
28	ホンコツナイ川	審議済み	H20.9.16同意	雄武町
29	入鹿別川	審議済み	H22.3.31同意	厚真町・むかわ町
30	鳥崎川	審議済み	H22.7.22同意	森町
31	シャミチセ川	審議済み	H22.12.8同意	伊達市
32	ヌッチ川	審議済み	H23.6.15同意	余市町
33	中の川	審議済み	H25.6.13同意	知内町
34	木古内川	審議済み	H27.8.4同意	木古内町

各河川同意・申請等状況一覧表

(北海道開発局同意水系) 3 / 3

No.	水系名	河川委員会 審議状況	同意・申請等状況	市町村名
35	厚田川	審議済み	H28.11.9同意	石狩市
36	古平川	審議済み	H28.11.14同意	古平町
37	茂築別川	審議済み	H28.11.14同意	初山別村
38	気門別川	審議済み	協議中	伊達市
39	ウツツ川	今回審議	協議中	遠別町

資料 3

ウツツ川水系河川整備基本方針（原案）

平成 29 年 7 月

北 海 道

ウツツ川水系河川整備基本方針（原案）

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2. 河川の整備の基本となるべき事項	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 ..	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 に関する事項	6
(参考図) ウツツ川水系流域概要図	7

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

ウツツ川^{がわ}は、その源を北海道北部の天塩山地^{てしお}の町界（標高417m）にその源を發し、北流し、道道遠別中川線^{えんべつなかがわ}と交差後、道道に沿って西流し、清川地区^{きよかわ}にてピシユクシユウツナイ川（流域面積22.1km²）、啓明地区^{けいめい}にて宮下川^{みやした}（流域面積5.9km²）と合流した後、国道232号を横断して、日本海へ注ぐ、流域面積79.0km²、幹川流路延長29.1kmの二級河川である。

河川名の由来は、アイヌ語のウツ・ナイ(Ut-nai)より、「あばら骨・川」の意とされている。

流域は、北海道の北西部に位置しており、遠別町^{えんべつちょう}の1町で構成され、その多くは山地で占められており、平地では基幹産業である農業が営まれている。土地利用は、山林等が約85%、畑・水田や牧草地等の農地・原野が約15%となっている。沿川の農耕地は主に酪農業が営まれ、中流域には、日本最北の水稲北限の地となる水田を有している。

また、ウツツ川には多数の魚類が生息し、フクドジョウ、サクラマス(ヤマメ)などが確認されているほか、鳥類では、アオジ、カワラヒワなどの姿が見られる。

さらに、流域内には、留萌市^{るもいし}と稚内市^{わっかないし}を結び地域経済を支える国道232号といった重要施設が整備されている。

このようなことから、本水系は道北地方における治水・利水・環境上、重要な水系に位置付けられている。

流域の地形は、上流域が山地地形と丘陵地形になっている。中流域は低平な丘陵地形を呈しており、下流域は泥炭地または湿地状の三角州低地となっており、海岸には砂浜が形成されている。

流域の地質は、北海道のほぼ中央部を縦断する神居古潭変成帯^{かむいこたん}北端の西方に当たり、上流域には中生代白亜紀の上部蝦夷層群^{えぞ}(砂岩、泥岩、凝灰岩)や新第三紀中新世稚内層^{わっかない}(硬質頁岩および安山岩質凝灰角礫岩)が分布し、南北方向に断層が發達している。中流域は新第三紀中新世の遠別層^{えんべつ}(泥岩および砂質泥岩)、新第三紀鮮新世の勇知層^{ゆうち}(砂岩、礫岩も含む)が分布している。

流域の気候は、対馬暖流^{つしま}の影響を受けて同緯度の地方と比べ温暖であるが、冬には風雪が強まる。流域近傍の遠別観測所^{えんべつ}における年平均降水量が約1,100mm（昭和56年から平成22年までの平均値）と北海道の平均降水量と比較して同程度であり、年平均気温は約7℃と北海道の平均気温と比較して低い。

上流域は、兩岸に急峻な山地がせまり、深い溪谷を縫うように流下する清流となっている。エゾイタヤシナノキ群落の自然林が広く分布し、トドマツ植林が点在する山林には、北海道を代表する野生生物であるヒグマやエゾシカが生息している。河床勾配は約1/120で、河床は主に粗礫、玉石で構成されており、サクラマス(ヤマメ)が生息している。

中流域は、川沿いに牧草地や水田などの農地が広がり、山裾に沿って蛇行を繰り返しており、片岸が山付きの区間が多い。山地から連なる河畔林には、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレなどの落葉広葉樹が広く見られ、河岸沿いには、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギなどのヤナギ林が優占している。河岸から張り出した樹木は、水面を覆っており、フクドジョウ、サクラマス(ヤマメ)などの魚類にとって良好な生息域となっている。魚を採餌するカワセミの姿が見られるほか、周辺の農地では、カワラヒワなどの鳥類の姿も見られる。河床勾配は約1/400～1/270で、河床は主に粗礫で構成されており、一部に露岩している箇所も見られる。

下流域は、牧草地や畑などの農地として利用される平地が広がっており、過去の改修工事で堤防が設けられている。河道沿いには、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギなどのヤナギの低木林が連続し、堤防沿いにはクサヨシ、オオイタドリなどの草本類が目立つ。河口付近には、ハマナスなどの海浜植物が生育している。河床勾配は約1/500で、河床は主に粗礫で構成されている。スナヤツメ北方種、シマウキゴリなどの魚類が生息しており、秋にはサケが遡上する姿が見られる。鳥類では、アオジ、コヨシキリ、ノビタキなどが見られる。

ウツツ川水系における治水については、昭和36年から昭和43年に遠別町啓明地区から清川地区の区間で、改修工事により河道掘削が行われた。その後も、昭和46年から平成9年にウツツ川河口から啓明地区^{けいめい}の区間で改修工事により、堤防の整備などが行われた。しかし、上流の未改修区間において、平成22年8月の豪雨により、農地冠水などの洪水被害が発生した。そのため、ウツツ川では未改修区間について、治水安全度の早期向上が課題となっている。

なお、本水系は過去において、高潮による被害は発生していない。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされていないが、平成27年の調査結果によると、河口からピシユクシユウツナイ川合流点までの約11km区間の2地点におけるBODの観測値は、すべて1mg/l以下でA A類型に相当している。

河川水の利用については、農業用水として約15haの水田に利用されている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、水害の発生状況、治水の現状、河川の利用状況、周辺の土地利用状況及び河川環境の保全を考慮し、周辺地域の社会・経済情勢との調和や既存の利水施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、ウツツ川流域が持つ社会・経済的な重要度と道内の他河川とのバランスを図りつつ、堤防の新設及び河道の掘削により河積を増大させ、計画規模の洪水の安全な流下を図り、沿川地域の家屋や農地等を防御する。その際、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の保全・創出に努める。

計画規模を上回るような洪水や整備途中の段階における施設能力以上の洪水に対しては、迅速な対応が可能となるよう、水防管理者等に対し河川情報等の確実な伝達やハザードマップ作成のための支援を行い、関係機関や住民と連携を図りながら洪水被害の軽減に努める。

また、河川周辺の土地利用状況等を踏まえ、防災等関係機関と連携を図りながら、必要に応じて、情報連絡体制等の検討や必要な施設整備等を行い、地震・津波・高潮被害の軽減に努める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、農業用水及び雑用水として利用されている現状を踏まえ、利水者等の関係機関との情報交換など連携を図りながら、適正かつ合理的な利用が図られるよう努める。また、水量・水質の把握に努め、魚類等の生息する良好な水環境の保全が図られるように努める。

河川環境の整備と保全に関しては、フクドジョウ、サクラマス（ヤマメ）などの魚類が生息していることから、河道の連続性の確保や瀬・淵等の生息環境の保全に努める。また、魚類や鳥類にとって貴重な生息環境である河畔林についても極力保全に努めるなど、現在の豊かな水辺環境を踏まえ、水際から陸域までの横断的な連続性に配慮し、治水面との整合を図りつつ、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全に努めるものとする。なお、在来の生態系への影響が懸念される外来種については、関係機関と連携し、必要に応じて対策に努める。

景観に関しては、流域の自然特性や社会特性等を踏まえ、周辺に広がるのどかな田園風景と河川とが総合的に融合・調和するよう親しみやすい川づくりに努める。なお、施設の整備にあたっては、時間の経過を考慮して、周辺の景観になじむよう配置、形態・材料・色彩等の選定を行い、その後のモニタリング調査に努める。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等の総合的な観点から、必要な措置を講ずるなど、適切な実施に努める。なお、実施にあたっては、平常時及び洪水時における巡視、点検を行い、河川管理施設及び河道の状態を把握するとともに、周辺の土地利用状況を踏まえ、治水としての機能や環境への影響を考慮したうえで、河道内の樹木、堆積土砂や河川管理施設の適正な管理を行う。

また、地域と一体となった河川管理の構築に向けて、河川に関する情報を社会を構成する多様な主体と双方向で共有し、各々の適切な役割分担のもと、より一層の連携・協働の取組みを実施するとともに、環境教育への支援、河川愛護活動の推進に努める。

なお、以上の実施にあたっては、各分野の専門家や流域住民等の意見を踏まえながら、河川の総合的な保全と利用に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

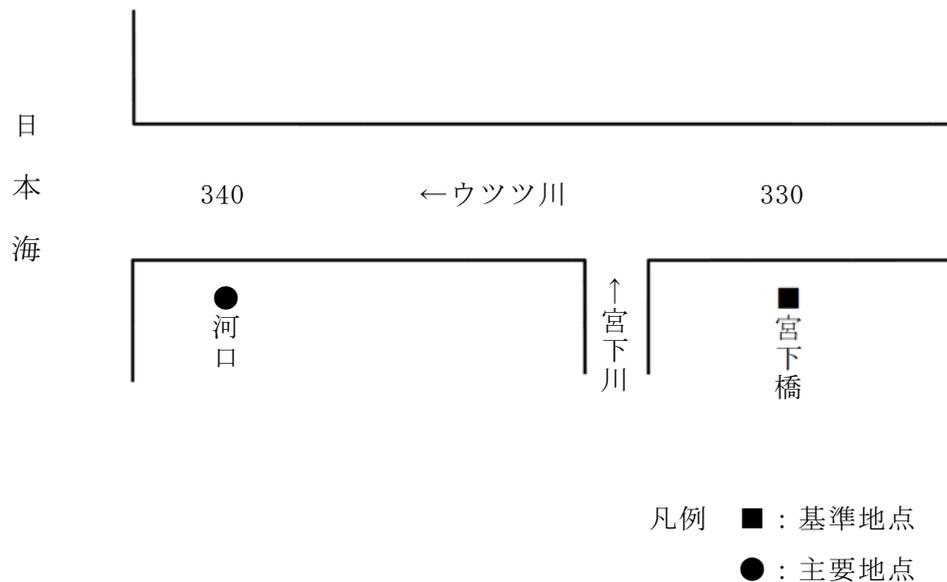
基本高水のピーク流量は、流域の規模や社会的経済的重要性、既往洪水等を考慮して、^{みやしたばし}宮下橋基準地点において $330\text{m}^3/\text{s}$ とし、全量を河道に配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
ウツツ川	宮下橋	330	—	330

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、宮下橋基準地点において $330\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図 (単位: m^3/s)

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

ウツツ川水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

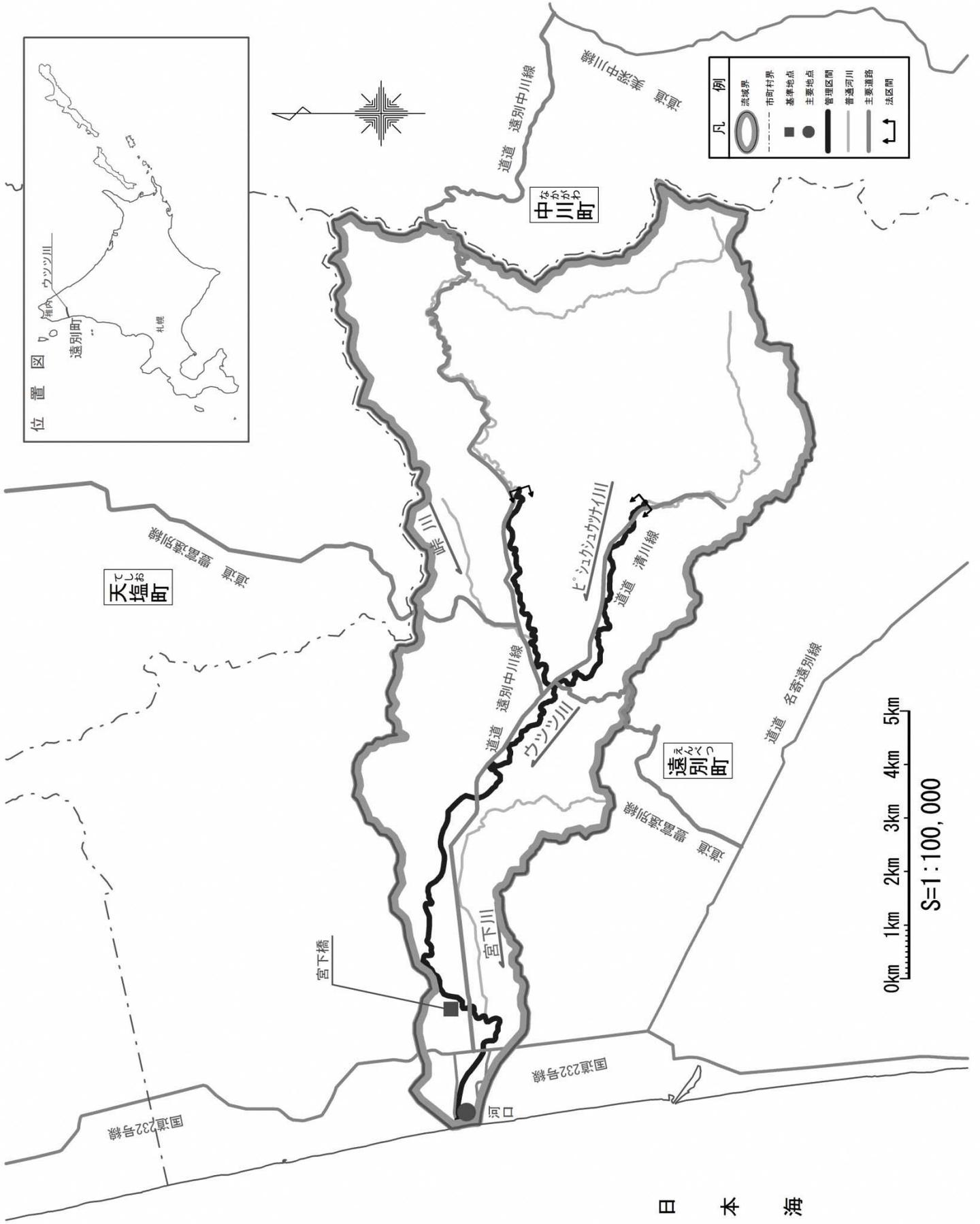
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
ウツツ川	河口	0.15	2.36	70
	宮下橋	2.82	7.52	40

T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

ウツツ川水系における既得水利権としては、農業用水として約0.05m³/sの許可水利があるが、渇水被害を生じた事例はない。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、流況等の調査を行い、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し調査検討を行ったうえで定めるものとする。



(参考図)ウツノ川水系 流域概要図

今後の水防災対策を推進していくための 基本的な方針策定に向けた体制について

北海道

今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針策定に向けた体制について



背景

- 「平成28年8月北海道大雨激甚災害を踏まえた今後の水防災対策のあり方」報告
- **都市化や気候変動の影響等に伴い、治水対策の重要性は益々高まっており、災害から道民の生命・財産を守ることは重要課題である。**
- 一方、本道の生物多様性保全の観点から、生態系や景観に配慮した川づくりに引き続き取り組む必要がある。
- H6策定の「北海道川づくり基本計画」は、主に環境への配慮事項に関する内容にとどまる。

目的

上記課題解決のため、計画的・効率的にハード・ソフト対策を進める必要があるため、川づくり方針の改訂が急務である。

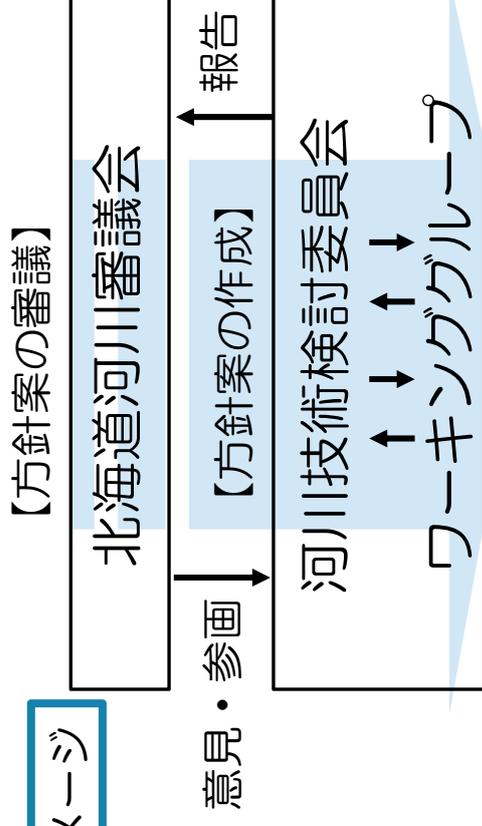
＝「北海道川づくり基本計画」の改定

○方針の策定に係る体制の整備

「今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針策定」の重要性を踏まえ、

- 北海道河川審議会条例第2条（1）の規定により、**審議会において方針案を審議・策定**する。
- 方針案は、同条例第7条の規定により委員会を設置し、**委員会において作成**する。委員会は、**既存の「河川技術検討委員会※1」**を活用する。
※1 北海道河川砂防課 職員で構成
- 河川技術検討委員会の円滑な運営を図るため、**ワーキンググループ※2**を設置する。
※2 建設管理部 若手職員で構成

方針策定に係る体制のイメージ



「今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針」の策定

○今年度の予定

H29.7.31 河川審議会の開催

H29.7～ H30.3 河川審議会、検討委員会、ワーキンググループ随時開催
方針策定に向け、本格的な作業を開始

H30.3 「今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針」取りまとめ

方針案取りまとめに係る今年度のスケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北海道河川審議会		趣旨説明 ○			審議 ○					審議 ○
河川技術検討委員会				作成 ○					作成 ○	
ワーキンググループ			検討 ○	検討 ○			検討 ○		検討 ○	